

令和 2 年 5 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16974

研究課題名（和文）ローマ法の遺贈と担保

研究課題名（英文）Bequest and Security in Roman Law

研究代表者

佐々木 健（SASAKI, Takeshi）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70437185

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：日本の相続法にも大きな影響を与えた古代ローマの法について、往時の遺贈実務を一次史料に基づき分析した。当時の法廷弁論や法学著作を読解し、単著、編著書、雑誌論文にて成果を発表した。社会経済史的観点から法学に導入し、古代の遺贈文化と呼ばれるエリート層の背景事情との関連を解明することが出来た。これにより、欧米学界の到達点を取り込み、最新の知見に基づく実相分析を示した。更に、相続債務の処理も検討に加え、遺贈不履行に備えた担保の意義と機能を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の現行民法にも規定された遺贈に関する担保請求について、立法時には十分に参照されなかった淵源を検討することで、それを必要とした以下の社会背景を析出した。貴族が遺贈を競う文化の下、実際に遺贈が履行されることを担保するため、遺贈対象を提示する義務を課し、不提示に際しては金銭評価して制裁金を支払わせた。また、制裁金は遺贈額に充当され、遺贈義務者である相続人も一定程度保護されたのである。

研究成果の概要（英文）：In this research the practice of Roman bequest, which influenced Japanese Law of succession, was analysed on the basis of interpretation of Ciceronian forensic speech and other legal writings. The outcomes are my monograph, edition of academic book and articles on law reviews. The view point of socio-economic history was introduced into jurisprudential research, so the background of elite's bequest culture in antiquity was solved. In this way an analysis of Roman real situation based on the academic latest studies was presented. Furthermore, the consolidation of hereditary obligation investigated, so the significance and social function of hereditary security for the insolvency was clarified

研究分野：ローマ法

キーワード：ローマ法 相続 遺贈 担保 用益権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

古代ローマ法において相続は社会的関心事であった。遺言が民会で審議されたのもそのせいである。そのため、相続人と受遺者との間に独特の法形式によって供される担保が発達した。本研究によって、こうした担保が特に寡婦から相続人に請求される際の手続とその背景を探り、併せて比較法に役立ち得る論点を析出することが有益だと考えられた。

というも、例えば日本でも、民法991条で相続人に対する受遺者による担保請求が規定されている。しかし、淵源に位置する古代ローマの発想では、遺贈履行の担保を供すべき義務者は、遺言で指定された相続人そのひとであった。遺贈こそ、相続人の負担において遺産から別除されて受遺者のために取り置かれた財産であり、被相続人が遺言で示した終意を実現すべく、共和政後期以降、法学による解釈活動が活発に行われた。特に地中海覇権の獲得と「内乱の1世紀」には、遺言の偽造や隠匿が頻発し、そのために特別の刑事法廷が民会立法で設置されるなど、相続を巡る社会変動は大きかったからである。同時に、混乱を收拾すべく成立した元首政は、実質的な皇帝に位置するアウグストゥスの意向により、エリート支配層をイタリア的出自で再建しようとする婚姻立法を伴っていった。家族観が変容し、夫の家父権に服する「手権婚」は下火となり、代わって実家の家父権に留まる「非手権婚」が主流となると、婚姻時に実家が設定し持たせる「嫁資」の機能も変化する。同様に、夫死亡により婚姻が解消された後で、婚家から独立した寡婦に対し如何なる形で居住や用益権を遇するか、配慮が必要とされた。法学史上、著名な前1世紀の法学者が考案した「ムキウスの担保」も、こうした背景を受け、再婚しないとの条件つき遺贈を得たい寡婦のため、上記担保とは逆に寡婦が相続人に供する形で利益確保を図るものであった。

しかし、相続人・受遺者間での担保請求・設定は、元首政初期における相続課税立法を端緒としたのか、それともそれ以前に遡る起源を見出し得るのか、A. Masi, In tema di "cautio Muciana": note e discussion(1962)以来停滞している欧米の学界は解明に至っていない。受遺者が遺贈の存在を知るには相続人からの通知が最も簡便で想定し易いが、遺贈義務者としての相続人にとって遺贈は負担に違いなく、遺言書保持者と相続人には通謀して遺贈を開示しないインセンティブが強く働く。相続課税に先立つ遺言書関連刑事立法は偽造・隠匿の社会問題化を示唆しており、公的機関の開封手続関与はこうした文脈が想定される。

ところで近年のローマ史学界では、大清水裕『ディオクレティアヌス時代のローマ帝国—ラテン碑文に見る帝国統治の継続と変容』(山川出版社、2012年)など、非法律資料、特に碑文やパピルス文書を利用した属州史研究が隆盛を迎え、成果は法制史・歴史学に応用され、具体的な法実務が解明されつつある。しかし、こうした成果が法学分野で日本に紹介されることは少なく、紹介を超えて欧米の先行研究を摂取した独自の検討を加える余地がある。既に研究代表者は、「ルーケリア碑文」に見る共和政中期ローマ世界における宗教法制の一断面(2007-08年)で古代法史に碑文学を応用し、書評でも好評を得た。またローマ法国際コロキウム(2013年3月、福岡工業大学)及びその質疑を経て拡充させ古代法史国際学会 SIHDA (Société internationale Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité) 第67回大会(2013年9月、ザルツブルク(オーストリア))でも行なった報告「Ulp. D. 43, 5, 3, 14: Interdictum de tabulis exhibendis」について出席者からは賛同を得ており、本研究は未開拓の論点である点には全世界のローマ法研究者各位の共通理解となっていた。

加えて、内乱で乱れた社会の支配階層を再建すべく、アウグストゥスは皇帝裁判所を整備した。官吏による強制執行を特徴とする元首政にあつては、イタリア的出自による血統が重視され、人的側面から政治の再構築が模索された。その結果、相続手続にも皇帝は介入し、遺言開封に公的機関として法務官が関与し、5%の相続税を課した。こうして、相続行政や政策を考慮した法史的視点を古代ローマ法研究に導入することの重要性が確認された。

2. 研究の目的

本研究では、古代ローマ法における遺贈と担保との関連性を研究することを(小)目的とする。同時に、相続行政がこうした担保を存在させた背景を検討し、これにより、遺贈と担保とを巡る制度枠組みを見直し、社会的機能を析出する。下記(3.)の通り、一方では近時の研究文献を消化しつつ、他方ではそれが依拠する古代の法史料を独自に再検討するという研究方法を採用することで、新たな観点から古代ローマ法を描き直すことも本研究の(大)目的である。

加えて、研究成果としての論文・著書が学術的にも読書界にも影響を与え説得力あるものとするべく、西洋史・古典学・法学に関する国内外の学会に定期的に参加することにより、研究の方法論的妥当性を検証する。これも、上記の研究目的を果たす手段ではあるが、暫定的な目的として設定した。

また、法実務と政策ないし行政との関係を古代ローマに関して解明することも目的に含めることとした。

3. 研究の方法

古代ローマの相続法と担保法制に関する最新の文献を読解しつつ、その方法論を批判的に摂取し、古代の一次史料を解釈し直す方法を基本とする。その際、既に研究蓄積が数百年にわたる『ローマ法大全』を素材に含めるが、加えて法廷弁論や文学作品、碑文などの文献史料も検討に加えた。読解の対象とした文献として、W. Buchwitz, Servus alienus heres: die Erbeinsetzung fremder

Sklaven im klassischen römischen Recht (2012)及び U. Babusiaux, Wege zur Rechtsgeschichte : römisches Erbrecht (2015)を挙げることが出来る。前者は、自己所有でない他人物奴隷を相続人に指定する際の問題点に特化した文献であり、遺贈を含む相続の実例を多く検討している。後者は、古代ローマ相続法の全体像を、民会による市民法、法務官の訴訟実務、皇帝立法の三層構造で把握するものであり、通史を描く。両者の精読により、下記(4.)で提示した研究成果に現時点での欧米水準に並ぶ的確な位置づけを与え、最新成果を踏まえた論考として公表した。

更に、ローマ公法の関連文献として A. Fernández de Buján, Antonio y G. M. Gerez Kraemer (ed.), Hacia un derecho administrativo y fiscal romano II (2013)を精読した。国庫の利益を優先させる理論は、元首政の登場により皇帝財庫 (fiscus) が共和政由来の国庫 (aerarium) と並び混交する過程を描いた同書は、相続課税と遺贈法との関連を見る上で、研究の前提となった。

また、国内外で開催される学会に参加して、各国の研究者と意見交換を行ない、最新の研究成果に触れることとした。

こうした作業を経て、国際学会など研究報告の場で発表を行ない、論点を整理する。これを踏まえ、論文や著書の形で成果を公表し、世に問う方法を採用した。

4. 研究成果

第一に、単著『古代ローマ法における特示命令の研究』(日本評論社、平成29年3月27日)を挙げることが出来る。これは、上記の方法が妥当な成果を挙げ得ることを例証し、国際学会での研究報告を基礎に、特に第4章において、遺贈で配慮される寡婦が、担保を相続人に供することで条件つき遺贈の目的物を受領できる姿を解明した。

第二に、論文「古代ローマの(共有・隣接)農場交互貸借と「使用交換」」(平成29年3月)を公表した。農場が共有に至る典型事例として、被相続人の死亡に伴う兄弟の共同経営が想定される。他方、共同相続人である兄弟のうち、例えば一人が死亡して次の世代が複数で承継する場合など、共有を離脱しようとする事態が発生することは想像に難くない。ただ、共同経営される共有農場は、観念的持分を顕在化させないため、隔年で交互に耕作することとし、賃料は相殺して各年度の収量を耕作者が全取りする方式が賢明と判断される場面も多い。この場合に、共有を解消すると、しかし隣接関係にある農場を交互に耕作する方式自体は維持するのが簡便であろう。そこで、隣接する農場について、交互に貸借する契約が登場する。その場合、翌年度の播種用収穫物は引渡されるにしても、共有時代の慣例に従い、賃料を顕在化させず相殺することにも根拠がある。すると、金銭は一切介在しない関係が成立し、これが「使用交換」と呼ばれる。これを賃貸借契約の一類型ないし亜種と認めるべきか、それとも、そもそも契約的保護を認めざるべきか、法学者は当時から議論を深めていた痕跡が認められる。こうした場面でこそ、複数相続人を指定し共有させるのではなく、そのうち一人に遺産を遺贈するなど回避する方法もあり得た筈である。しかし、その場合には担保が必要となるため、被相続人は敢えて農場共同経営を委ねたのかもしれないと推測される。本論文は、遺産承継の実例として、遺贈と担保を回避しつつ、同様の家産維持を図る姿を描いた。なお、これも国内外の学会・研究会における日本語・フランス語による研究発表を基礎にしているが、詳細は既に記載したため省略する。

第三に、論文「古代ローマ占有訴訟における「慣習による駆逐 moribus deductio」(Cic. pro Caecina, 27)と暴力〔不動産占有回復〕unde vi 特示命令」(平成30年3月)を発表した。古代ローマでは、婚姻時に妻の実家が設定した嫁資は、夫の資産たる不動産を買い取るなどして、婚姻費用に充当され、離婚死別による婚姻解消後は妻や嫡出子扶養のために留保された。本論文で検討した事例では、再婚時に持ち込まれた嫁資由来の不動産が、占有訴訟の対象となった。かつて、妻を受遺者として、総財産に対する用益権が遺贈されていたため、競落を主張する執事は、一身専属権である用益権の行使に異論を唱えなかったに過ぎないとし、女性の死亡により遺贈物たる用益権は消滅したと言うのである。これに対し原告は、妻の遺言で相続人に指定されており、同じく共同相続人に指定された執事の相続分を超えるため、分割を請求した。被告が所有物取戻訴訟を提起しようとしたため、本権の立証に困難を感じた原告は、占有訴訟を選択したのである。こうして、儀式としての「慣習による駆逐」が暴力を排除する命令の前提として法務官の発令するものであったことが、具体的な背景事情と共に明確となった(本論文も、イタリア語による国際学会報告や日本語での研究会報告を基礎としている)。

第四に、英語書籍掲載の Takeshi Sasaki, Roman-Japanese Legacy with the Appointment of second Degree Successor [詳細省略] を公刊した。これは、後継ぎ遺贈に関する日本の最高裁判決を取り上げ、ローマ相続法との異同を指摘したものである。本邦では民法典に相続人指定を欠くため、受遺者の地位が相続人と区別できなくなる混乱を生じている点を明らかにした。遺贈を巡る日本法と古代ローマ法の関連性と対照性を例証した論考である。

第五に、編著者として書籍にて公刊した「古代ローマの提示訴権と評価額減殺——学説彙纂第10巻第4章第9法文第8項(ウルピアーヌス『告示註解』第24巻)に見る「価額を下回る」」(令和元年12月)を得た。これは、遺言書の提示命令に違反した事例を検討したものである。遺言は被相続人の死亡まで文書館や神殿に預託される例も少なくないが、法史料の中では相続人自身が保管した例が多く伝えられている。本件でもそのように解することで疑問なく事態の把握が可能となる点を指摘した。また、古代経済史の観点から「遺贈文化」と呼ばれるエリート層の慣行が指摘されており、支配階層が相続行政に強く関与したことが伺われる。そこで、本論文ではこうした点を考慮に入れて、遺言相続において被相続人の意思が実現されるよう、注意が

払われていたことも明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 -
2. 論文標題 古代ローマの提示訴権と評価額減殺 学説彙纂第10巻第4章第9法文第81項（ウルピアーヌス『告示注解』第24巻）に見る「価額を下回る」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 額定其劣・佐々木健・高田久実・丸本由美子編『身分と経済－法制史学会70周年記念若手論文集』	6. 最初と最後の頁 531-558
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Takeshi SASAKI	4. 巻 -
2. 論文標題 Roman-Japanese Legacy with the Appointment of second Degree Successor.: An Analysis of the second Petty Bench's Judgment (Japanese Supreme Court) on 18th March 1983	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Ulrike Babusiaux, Mariko Igimi (eds.), "Messages from Antiquity": Roman Law and Current Legal Debates	6. 最初と最後の頁 107-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐々木健	4. 巻 1
2. 論文標題 スペック便り2019	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 167-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） doi.org/10.14989/ARK_1_167	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 佐々木健	4. 巻 182・4・5・6
2. 論文標題 古代ローマ占有訴訟における「慣習による駆逐 <i>moribus deductio</i> 」(Cic. pro Caecina, 27)と暴力〔不動産占有回復〕 <i>unde vi</i> 特示命令	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 288-317
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 180-5・6
2. 論文標題 古代ローマの(共有・隣接)農場交互貸借と「使用交換」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 481-500
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件(うち招待講演 1件/うち国際学会 4件)

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 提示訴権における『物が有する額を下回るminoris erit quam res erit』: D. 10.4.9.8 (Ulp. 24 ad ed.)
3. 学会等名 ローマ法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Takeshi SASAKI
2. 発表標題 D.14.3.20 (Scarvola 5 dig.): a kind of cheque or Letter of Credit in ancient Rome?
3. 学会等名 73eme Session de la Societe international Fernand de Visscher pour l' Histoire des Droits de l' Antiquite (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 慣習による駆逐moribus deductio / deduci (Cic. Pro Caecina, 27; 32; 95) と暴力〔不動産占有回復〕unde vi特示命令
3. 学会等名 ローマ法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Takeshi SASAKI
2. 発表標題 moribus deductio (Cic. pro Caecina, X, 27) e l' interdictum unde vi
3. 学会等名 71eme Session de la Societe international Fernand de Visscher pour l' Histoire des Droits de l' Antiquite (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 Polia (D.21.1.38.14) : 馬飼育場か飼育場の馬か
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第1回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 法学「古典期」と「使用交換」 ローマ法学者の専門知
3. 学会等名 比較国制史研究会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Takeshi SASAKI
2. 発表標題 D.19.2.35.1 (Africanus 8 quaest.) et " l' echange d' emploi "
3. 学会等名 70eme Session de la Societe international Fernand de Visscher pour l' Histoire des Droits de l' Antiquite (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 ローマ法の道路行政
3. 学会等名 第3回連続国際シンポジウム「古代ローマの危機管理」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 額定其芳・佐々木健・高田久実・丸本由美子(編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慈学社出版;大学図書(発売)	5. 総ページ数 556
3. 書名 身分と経済 : 法制史学会70周年記念若手論文集	

1. 著者名 佐々木健	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 230
3. 書名 古代ローマ法における特示命令の研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----